

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 88

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.88

全北海道教職員組合

2020.11.17

「1年単位の变形労働時間制」について、道教委と2回目の交渉③ 「休日を集中して確保」する場合には限る休日の まとめどりが、1日ごとの割り振りも可能

●文科省の指針では「休日を集中して確保」する場合には限り活用するとされている

教員への「1年単位の变形労働時間制」について、文科省は「『休日のまとめ取り』のため」と説明してきました。そして、文科省「指針」の「留意事項」には、「本制度は、長期休業期間等において休日を集中して確保しようとする場合に限り、活用すべきものであること」としています。

1年単位の变形労働時間制とは

公立学校の教育職員における休日の「まとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制は、1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間あたりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件として、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認める制度です。また、本制度は、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用することとしています。

文科省「導入の手引き」より

文科省は、制度導入の意義について「教師のリフレッシュの時間等を確保」すると説明してきたため、リフレッシュできるよう「休日を集中して確保」する場合に限定をしたということであると思われます。そして、この制限は、1日8時間労働という大原則を崩すこの制度を際限なく導入することにさせないための一定の歯止めにもなるものです。

一方、「指針」のQ&Aには「例えば夏季休業期間と冬季休業期間においてそれぞれ3日間と2日間の休日を設定することなども可能」とされていることから、「2日間」でも「休日を集中して確保」したという解釈をしたということです。今の学校は、長期休業期間中といえども5日程度の「休日のまとめ取り」は難しいという実態を踏まえた措置ではないかと感じます。

●土日と連続して「週休日」を設定すれば、1日分の割り振りでも設定可能

道教委が組合に提示した条例案には、制度の活用について、「長期休業期間等において週休日を連続して確保しようとする場合に限り」活用ができるとされています。文科省「指針」と比べると、「休日」⇒「週休日」、「集中して確保」⇒「連続して確保」と一部の文言が変わっています。

「週休日」を「連続して確保」するということであれば、もともとある土日の週休日と連続させれば、1日分の「週休日」の割り振りでも設定できることになるのか、交渉で質問しました。

《道教委の回答》

土日に連続して更に週休日を設定する場合には、本制度を活用できるものと考えております。

1日分でも設定可能だという道教委の回答です。これでは「教師のリフレッシュの時間等を確保」のため「まとめ取り」に限定した導入の意義とは矛盾します。見かけ上の超過勤務を覆い隠すため、際限なく、制度導入の意義とはかけ離れた運用がされてしまうことも危惧されます。「教師のリフレッシュ」とするのであれば、まずは、長期休業期間中の業務量を削減し、年休等を活用してリフレッシュできるような労働環境を実現させることが先決です。